

社会保障審議会福祉部会報告書

令和7年12月18日

目次

I. はじめに	1
II. 各論	4
1. 地域共生社会の更なる展開について	4
(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応	5
(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み	8
(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化	10
2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について	13
(1) 新たな事業について	13
(2) 中核機関の位置付け等について	18
3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について	22
(1) 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて	22
(2) 既存施設の土地・建物等の有効活用について	24
4. 災害に備えた福祉的支援体制について	27
(1) 平時からの連携体制の構築について	27
(2) DWAT の平時からの体制づくり・研修等について	29
5. 共同募金事業の在り方について	32
6. 介護人材の確保・育成・定着について	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組	36
(3) 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着	40
(4) 中核的介護人材の確保・育成	42
(5) 外国人介護人材の確保・定着	52
(6) 福祉人材確保専門委員会における議論の整理の総括	55
III. おわりに	56

I. はじめに

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、政府において、本格的な取組が開始されてから 10 年弱が経過する。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成 29 年の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和 2 年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきた。
- 我が国では、人口減少局面を迎える中、2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、高齢世帯や生涯未婚世帯をはじめとした単身世帯の増加が見込まれている。また、高齢者をはじめ地域における福祉サービスの利用者の中には、医療・介護、住まい、貧困など複数の地域生活課題を抱える者が増加しているなど、その福祉ニーズは一層多様化・複雑化している。
- 一方、かつての日本社会における互助の機能を担ってきた地縁・血縁・社縁といった地域における支え合いは、経済社会の発展や社会保障制度の充実に伴い、その必然性が弱まってきており、地域社会機能の低下はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことが求められている。
- また、これらの人口構造や世帯構成の変化のスピードは地域によって大きな差があり、特に中山間地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足の深刻化、地域における支え合い機能の脆弱化、福祉ニーズの多様化・複雑化がより進行していくことが見込まれる。このように、福祉サービスの提供体制や福祉ニーズの内容の変化にも地域差が生じることが見込まれるところ、2040 年に向けて、こうした地域差を踏まえた対応が求められている。
- 加えて、地域住民の生活は、福祉分野のみでは完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、福祉分野にとどまらず様々な分野が密接に関連している。福祉分野以外にも、地域における支え合いを実践する取組がみられるが、他方で、福祉分野を超えた体制の構築や地域との連携・協働が不可避であるという意識・認識は十分に共有されるに至っておらず、包括的な相談体制と一体で構築すべき地域

づくりの取組は決して十分とは言えない状況にある。

- このような人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくためには、引き続き、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念を中心に据え、2040 年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要である。
- こうした中で、令和 2 年の改正法附則第 2 条における施行後 5 年の検討規定や、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等も踏まえ、令和 6 年 6 月以降、地域共生社会の在り方検討会議において議論が行われ、令和 7 年 5 月に中間とりまとめが公表された。
- また、2040 年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、
 - ・ 予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要があること、
 - ・ 地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況を見越した経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要があることを踏まえ、2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、令和 7 年 1 月以降、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論が行われ、令和 7 年 7 月にとりまとめが公表された。
- 当部会は、これらも踏まえつつ、令和 7 年 4 月以降議論を行い、また、議論と並行して、頼れる身寄りがない高齢者等への支援に係る現場の具体的な取組や課題についてヒアリングを実施した。また、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会においても介護人材確保は重要な課題として議論されたことを踏まえ、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化していく必要があることから、当部会の下に関係者による専門的観点から検討を進めるため、福祉人材確保専門委員会を設置し、4 つの論点を示しながら議論を行ってきた。令和 7 年 11 月にとりまとめられた「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」についても当部会において報告を受け、議論してきたところである。

- 今回の見直しの検討に当たってのこれまでの議論について、「Ⅱ．各論」において6つの観点から整理し、報告書としてとりまとめる。

- これらはいずれも、地域住民の多様な福祉ニーズに対応し、その抱える多様な地域生活課題の解決に資する支援を受けられるように包括的な支援体制を整備していくものである。本とりまとめは、高齢者等を支える地域包括ケアシステムの深化をはじめ、障害のある方や、こども・若者、成年後見制度を必要とする方等、地域で様々な課題に直面しているあらゆる方々を地域と行政・事業者等が一体となって支えるための基盤となるものである。これまでの議論を踏まえ、包括的な支援体制の整備が全ての地域に広がり、地域共生社会が実現するよう期待するものである。

Ⅱ. 各論

1. 地域共生社会の更なる展開について

(基本的な考え方)

- 地域共生社会の実現に向けては、平成 29 年社会福祉法改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和 2 年社会福祉法の改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきた。
- こうした制度改正等も踏まえ、地域・自治体・福祉関係事業者などの現場のご尽力により、地域共生社会の実現に向けた実践が各地で広がってきており、これまで制度の狭間に置かれ支援が行き届いていなかった事案への対応を進めていこうとする流れが生まれてきている。
- 他方、国としても、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備に向けた今後の展望を明確に示すことができず、多くの地域においては、相談支援体制の整備は進める流れができつつあるが、地域との連携・協働を含めた包括的な支援体制をどのように整備すべきか戸惑いも見られ、未だ全国に遍く広げることができていない。
このため、地域との連携・協働や福祉分野を超えた連携等を進めていく必要性が指摘されているほか、特に、人口減少に伴う担い手不足が進行する小規模市町村における取組を推進するための方策が求められている。
- こうした中で、2040 年に向けては、生産年齢人口が急速に減少し、高齢者人口がピークを迎えるなど人口構造の急速な変化が見込まれる。また、人口減少にも地域差が見られ、中山間地域等においては、特にその進行が顕著である。
単身世帯・高齢者単身世帯の増加が見込まれるとともに、家族・親族、地域、職場といったつながりは希薄化しており、支え合いの基盤も弱まっている。
- このような社会構造の変化も踏まえると、誰も取り残されることなく、地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念と実践は、今後より一層、重要性が高まっていくことから、2040 年に向けて更なる展開を図っていく必要がある。

- こうした基本的な認識の下で、地域共生社会の在り方検討会議や本部会における議論も踏まえ、以下、個別の論点（(1)包括的な支援体制整備に向けた対応、(2)過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み、(3)地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化）について、議論を行った。

(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応

（現状と課題）

- 社会福祉法第 106 条の 3 において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としており、社会福祉法第 106 条の 4 において、その一つ的手段として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられている。

<包括的な支援体制の整備・支援の状況>

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、市町村の実情に応じた支援の強化が課題となっている。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

<重層的支援体制整備事業の運用状況>

- 令和 2 年度の制度創設以降、実施箇所数は増加しており、地域性を生かした創意工夫に富む実践もみられるものの、事業内容の質の向上が課題となっている。また、事業実施に先立つ関係者との検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。
- また、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。

<生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係>

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、関係機関間の連携強化等を図ることで、包括的な支援を促進する体制整備のための事業であるが、既存制度が十分に活用されないま

ま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。

- このため、既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。また、こうした支援の現場を担う支援員の処遇面などに課題がみられるとの指摘がある。

<地域づくり・地域との連携・協働>

- 包括的な支援体制の整備が、相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、また、地域づくりのために具体的に何をすればよいイメージができていない等の現状がある。このため、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に取り組めていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

<包括的な支援体制の中でのこども・若者支援>

- こども・若者支援については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められているが、こども期から若者に至る過程で必要な支援が継続しないこと、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。
また、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業については、事業を実施する自治体数が伸び悩んでいる現状がある。

（対応の方向性）

<市町村における包括的な支援体制の整備の推進>

- 市町村が包括的な支援体制の整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化することが必要である。その際、特に、地域から福祉の支援体制につなげ

る方策を推進することが重要である。

- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要である。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るため、市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等の方策を推進することが必要である。
- 生活困窮者自立支援制度について、頼れる身寄りがいない高齢者等を含め支援が必要な生活困窮者が幅広く支援対象に含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化を通じた一次相談事業の拡充等、対応を強化することが必要である。こうした内容を実現するためにも、生活困窮者支援に従事する者の処遇改善など、現場の支援員が安心して業務に従事できる環境の整備が必要との意見があった。
また、今般の議論も踏まえ、将来的には、生活困窮者自立支援制度の在り方についても検討すべきとの意見もあった。

<都道府県における包括的な支援体制の整備の推進>

- 都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化することが必要である。あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

<重層的支援体制整備事業の質の向上>

- 事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。
- 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。
- 財政支援について、体制整備のみに着目した支援（人件費補助）から、機能面・取組面の評価を踏まえた支援の仕組みにすることが必要である。
- こうした取組を通じて、重層的支援体制整備事業等による包括的な支援体制の機能強化を図ることが必要である。

- これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要である。なお、評価は支援実績件数のみでなく、総合的に行うことを念頭に、今後検討することが重要である。また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、市町村の取組状況も多様であることを踏まえることが必要である。

<包括的な支援体制の中でのこども・若者支援>

- こども・若者支援の推進のため、市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知することが必要である。また、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の促進を図る必要がある。さらに、「子ども・若者総合相談センター」機能の充実が求められるという意見もあった。
※ こども期からの予防的支援や若者の特性に留意し、アウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

(2) 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

(現状と課題)

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる中で、福祉ニーズへの対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要がある。他方、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・こども・生活困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要がある、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

(対応の方向性)

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みは、以下の内容とすることが必要である。なお、詳細については、引き続き、自

治体の意見も聴きつつ、過疎地域等が直面する実態に対応できるよう検討を進めていくことが考えられる。

<相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み>

- 過疎地域等における介護・障害・こども・生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく、機能別に構造化し、分野横断的に実施できるようにすることが必要である。このため、分野横断的な配置基準を設定した上で、担い手が不足している市町村においても配置可能な基準とすることが重要である。
- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化することが必要である。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつながりを行う。一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のための AI の活用方策等について、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい事例について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することのほか、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を推進する。
- 地域づくりについては、地域活動コーディネート機能と地域活動運営機能に構造化することが必要である。
 - ・ 地域活動コーディネート機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ なお、これらについては、地域運営組織（RMO）と一体的に実施するこ

とも想定される。

- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法（窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等）は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすることが必要である。

＜相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業＞

- 新たな仕組みにおいて実施する事業内容は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な内容とすることが必要である。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、相談支援・地域づくり事業とあわせて、地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施することが考えられる。
 - ※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的内容はモデル事業において検証を行う。

＜対象地域・実施要件＞

- 人口規模、人口減少の進行度合い、人口密度等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県を通じて、国が確認することが必要である。
 - ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

＜市町村への補助の在り方＞

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすることが必要である。
 - ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減（市町村における介護・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体を使いやすい仕組みとする。

(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

(現状と課題)

＜地域共生社会の概念・理念の性格・行政責務＞

- 社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。社会福祉法第4条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての地域住民等の責務が規定されている。他方、第6条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての国・地方公共団体の責務が規定されている。
- この点について、第4条の地域住民等と第6条の行政の関係性が法文上明確ではなく、地域共生社会の推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

＜福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮＞

- 社会福祉法第3条・第5条においては、福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、当該規定において、意思決定支援への配慮の必要性は明記されていない。

＜福祉以外の分野との連携・協働＞

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与すると共に、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現にあたり極めて重要な視点。
- 他方、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。

(対応の方向性)

＜地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務について＞

- 地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が、地域社会に参画し、共に生活していくことや、地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが重要である。

あわせて、今後、互助や住民主体の取組が不可欠になっていくといった、地域共生社会を推進する趣旨や背景を含め、よりわかりやすく伝え、広く

認識共有が図られるよう対応することが必要である。

- 社会福祉法第4条（地域住民等の責務）と第6条（行政の責務）の関係を整理し、行政には、上記のとおり、あらゆる地域住民が地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化することが必要である。

＜福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮＞

- 福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することが必要である。

＜福祉以外の分野との連携・協働＞

- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である。

- 地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外の関連施策との連携・協働に関する事項を明確化することが必要である。

あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む必要がある。

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

(基本的な考え方)

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な手続等への支援（例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等）が受けられないことが生活上の課題として顕在化してきている。
- また、現在、判断能力が不十分な人の法律行為を支援する成年後見制度について、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において見直しに向けた調査審議が進められている。第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためにも、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくこと等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討等を進めることとされている。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通している。こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策についての議論を行い、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいて、対応の方向性が示された。
- これに加え、第二期計画では、判断能力が不十分な人を支える権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めることとされており、そのコーディネートを担う中核機関について、「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことが求められている。
- こうした基本的な認識の下で、個別の論点（(1)新たな事業、(2)中核機関の位置付け等）について、議論を行った。

(1) 新たな事業について

(現状と課題)

- これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 現在、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（※）（以下「日自事業」という。）は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人に対して、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。
※ 社会福祉法上の福祉サービス利用援助事業
- 一方で、地域によって日自事業の待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、また、日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況等に課題があることも指摘されている。そのため、新たな事業の検討に当たっては、現在の日自事業の実施状況や社会福祉協議会の実践の経験を十分に踏まえる必要がある。

(対応の方向性)

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業（以下「新たな事業」という。）を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。
- なお、新たな事業による支援を通じて、地域の高齢者等のニーズに的確に応えていくためにも、地域福祉の推進に係る市町村の責務の一環として、地域の実情に応じた支援体制を構築することが必要である。

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な対応として、

- ① 社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記するとともに、
- ② 社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に係る事項を明記することが適当である。

<新たな事業の内容>

- 新たな事業は、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う事業とすることが必要である。その際、資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業（以下「無低事業」という。）とすることが必要である。
- 事業の対象者については、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者とする必要がある。
また、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- 無低事業の要件として、事業者において事業の利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できるようにすることが適当である。
無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが適当である。
- 事業の実施主体が実施すべき事業内容については、①「日常生活支援」に加えて、②「入院・入所等の手続支援」と③「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することを求めることが適当である。ただし、実施主体

において、必要と考える支援の実施を妨げるものではない。

- また、事業を実施するに当たっては、現在の判断能力が不十分な人に対する権利擁護の事業である日自事業と同様に、実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要である。

- ①「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・ 定期連絡等の定期的な見守り
- ・ 一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・ 福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・ 通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

- ②「入院・入所等の手続支援」は、頼れる身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・ 契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・ 緊急連絡先の提供
- ・ 入院費用の支払代行

- ③「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とすること

＜事業内容の例＞

- ・ 葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・ 資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・ 公共料金の収受機関等への連絡

- 事業の実施は、本人又は代理人と実施主体との契約締結により行われるものであること。このため、本人が契約する場合には、本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要である。

- 利用料については、原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免することが適当である。

ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担することが適当である。

個々の利用料の水準については、各地の賃金動向や新たな事業の運営に必要な利用料収入を確保する観点等を踏まえ、各実施主体において設定することが適当である。部会においては、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見もあった。

- 新たな事業は第二種社会福祉事業であり、事業の実施主体に制限はなく、多様な主体が参入することが重要である。

ただし、都道府県の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の福祉サービス利用援助事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会においては、必要な事業を実施するものとするのが適当である。その際、これらの実施主体が安定的に事業を実施するために必要な体制を確保することが重要である。

- 第二種社会福祉事業は届出による事業であることから、実施主体は事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行い、都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行うことができる。また、実施主体が都道府県知事の命令に違反した場合は、罰則も適用される。

これについて、部会においては事業の実施主体に対する適切なチェック体制が必要との意見があった。

このため、新たな事業については、第二種社会福祉事業としての規律や、類似の事業で活用されている「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月）」の遵守に加えて、

- ① 社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施するとともに、
- ② 第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する実施主体において取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を国が示すことを検討することが適当である。

- 新たな事業については、今後の事業実施に向けて、丁寧な説明や十分な準備期間を設けることが必要である。特に社会福祉協議会が行う事業については、その具体的な内容等について、事業実施までの準備期間を通して、関係者との継続的な調整を行うことが適当である。

また事業の実施までの間に、以下について更に検討することが必要であ

る。

- ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
- ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
- ・ 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
- ・ 新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な運用について整理すべきではないか。
- ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか精査すべきではないか。
- ・ 現行の日自事業の利用者が希望する場合に継続して利用できるよう、利用者の状況に応じて利用料等における配慮が必要ではないか。

(2) 中核機関の位置付け等について

(現状と課題)

＜中核機関の整備の現状とその課題への対応＞

- これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187 市町村(約 68.2%)に留まり(令和6年4月1日現在)、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157 市町村(約9%)についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

- 本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討すべき等とする方針が示されている。

＜成年後見制度の見直しを踏まえた対応＞

- 令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

本年6月にとりまとめられた「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

（対応の方向性）

- 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下のとおり対応することが必要である。

＜市町村における業務の整理・明確化＞

- 成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了等の審判に当たって意見を求められた場合には、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う（※1・2）。

なお、制度化に当たっては、照会の基準等を明確なものにするとともに、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきとの意見があった（※3）。

※1 家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支えるチームが形成され、本人の権利擁護支援を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していないケースも考えられ、後者の場合にはその旨だけを回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。

※2 現行法制上、家事事件手続法（平成23年法律第52号）等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能である。

※3 法制審議会民法（成年後見等関係）部会第29回会議（令和7年11月14日開催）の部会資料28では、「意見聴取に当たっては、市町村等に意見を聴く必要がある事案に限ってされるべきであり、運用上もその点への留意が必要」との説明がされている。

- 判断能力が不十分な者が、成年後見制度や新たな第二種社会福祉事業も含めた地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の①及び②に掲げる各事務を実施するよう努めるものとする。なお、市町村は、事務の実施に係る方針（事務の目的、実施体制、その他事務の実施に当たって必要と考えられる事項（研修等）等）を示して、市町村社

会福祉協議会等に対し、その全部又は一部を委託することができるものとする。

- ① 本人や支援関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う事務(※4)
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う事務(会議体の運営等)

※4 第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能(「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」)を念頭に置いた事務である。

<中核機関の位置付け等>

- 前記<市町村における業務の整理・明確化>の1点目の対応及び2点目の各事務を実施し、地域における権利擁護支援に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村は「権利擁護支援推進センター」(※5)を設置することができる(※6・7)。

また、同センターでは、相談者等の個人情報扱うため、その職員(職員であった者等を含む。)に守秘義務を課すものとする。

※5 中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめを踏まえた提案であり、これを基本としつつ、引き続き検討されることが必要である。

※6 従前同様、広域単位での設置等も可能とする。

※7 単独でセンターを整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

<会議体の設置等>

- 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(※8)を行うため、地域で判断能力が不十分な者の支援等に関わる関係機関等で構成する会議体を設置することができる。

会議体は、社会福祉法に規定する支援会議をはじめ、高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮等の他分野の会議体と相互に連携を図るよう努めるものとする。

また、会議体はその構成員に対し、検討に必要な資料や情報の提供等

の協力を求めることができるものとするとともに、個別事案に係る個人情報を取り扱うこともあるため、その構成員（構成員であった者等を含む。）に守秘義務を課すものとする。

※8 地域の実情等に応じ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための支援体制の整備に関する検討等を取り扱うことも可能である。

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

(基本的な考え方)

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応するためには、地域共生社会の担い手として、社会福祉法人の役割は非常に重要であり、また、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続するためには、複数の法人間での連携・協働化による経営基盤の強化、事業の効率化等を図ることが有効な方策として考えられることから、協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人制度の活用を進めてきている。
- 特に、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが求められており、社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進する観点から検討する必要がある。
- こうした基本的な認識の下で、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめでは、地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、使いやすい仕組みとすべきとの方向性が示されたことを踏まえ、個別の論点（(1)社会福祉連携推進法人制度の見直し、(2)既存施設の土地・建物等の有効活用）について、議論を行った。

(1) 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

(現状と課題)

- 社会福祉連携推進法人制度は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域に良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、協働化の仕組みの一つとして重要な制度である。
- 現行では、制度の趣旨を踏まえて、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心となっている。そのため、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービス（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことはできないとされている。

- この点について、地域共生社会の在り方検討会議や「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会では、過疎地域等において、地域住民に必要な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する方策を考えるべきとの意見が出されている。一方、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進業務であることに留意し、その制度の趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。
- また、社会福祉連携推進法人の事務手続きの負担が大きいという声が寄せられており、上記検討会においても事務負担の軽減の必要性について言及されている。

(対応の方向性)

＜社会福祉連携推進法人による社会福祉事業等の実施＞

- 現行制度では、社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業等を行うことができないことについて、地域住民に必要な社会福祉事業等を維持し、また、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、利用者を保護し、地域において適切な福祉サービスを提供する観点から、一定の要件を満たす場合には、社会福祉事業等を行うことを可能とすることが必要である。

その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の事業規模が、社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであることとした規模要件についても緩和をすることが必要である。

- 一方、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。
- このため、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合の要件として、実施する社会福祉事業等の範囲については、第一種社会福祉事業が特に利用者の人権擁護と事業の継続性、安定性を確保する必要性が高い事業であることを理由に、原則として地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営を認めていることを踏まえ、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以

外の社会福祉を目的とする福祉サービスの範囲とすることが必要である。

また、当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと、及び社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である社会福祉連携推進業務を行う体制が確保されていることが認められる場合に限定することが必要である。

- 上記の一定の要件を満たすことについては、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合は、定款及び社会福祉連携推進方針（以下「定款等」という。）に規定することとした上で、認定所轄庁が定款等の認可・認定の際に確認することが必要である。

その際、認定所轄庁が要件の該当性や事業の安定性、継続性をどのように判断するかなど、国として適切な運用方法について具体的に示す必要がある。

<社会福祉連携推進法人制度における事務負担の軽減>

- 社会福祉連携推進法人、認定所轄庁双方の事務負担の軽減のため、代表理事の再任時の手続きを緩和することが必要である。

(2) 既存施設の土地・建物等の有効活用について

（現状と課題）

- 現在、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能とするなどの例外があり、さらに、それぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。
- 一方、特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするため、国庫補助により取得・改修等をした施設を転用・貸付・廃止する場合に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが検討されている。
- また、社会福祉法人が解散し、清算後に土地・建物等が残余財産として残る場合に、社会福祉法人の公共性に基づき、その帰属先が「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」に限定されている。現行、社会福祉事業を現に行っている地方公共団体であれば、この帰属先となり得るが、社会福祉事業を現に行っていないならば、帰属先となることができない。結果、

「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」が現れない場合には、当該土地・建物等は国庫に帰属されることとなっている。

- この点について、地域共生社会の在り方検討会議や、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働の推進や、社会福祉連携推進法人制度において社員法人が保有する土地・建物の有効活用の方法、解散した社会福祉法人の施設等の帰属先などについて、必要な検討を行っていくべきとの意見が出されている。

(対応の方向性)

＜社会福祉連携推進法人による土地・建物等の活用支援＞

- 中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、土地・建物の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物等について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる。こうした取組を推進していく上で、現行制度で社会福祉連携推進法人が資金の貸付業務を実施可能としていることも踏まえながら、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務をすることが必要である。

- その際、上記の支援業務を行う場合の要件として、当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要がある場合に限定することが必要である。

また、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務を行うことについては、資金貸付業務と同様に、貸付対象社員や貸付対象不動産などの貸付の内容、貸付対象社員の予算・決算等を決定するに当たっては社会福祉連携推進法人があらかじめ承認することなどについて定款等に規定することとした上で、認定所轄庁が定款等の認可・認定の際に確認することが必要である。

加えて、この場合における土地・建物等の貸付については、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するという趣旨・目的を踏まえて、当該土地・建物等を見積価格以下で貸し付けることについて、社会福祉法人資産に関する法人外流出の例外として認めることが必要である。

＜社会福祉法人の解散時における土地・建物等の有効活用＞

- 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、帰属後に地方公共団体自らが社会福祉事業を実施する、又は、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物等を貸し出すことにより、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができるようにすることが必要である。

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

(基本的な考え方)

- 令和6年能登半島地震への対応においては、施設・事業所、事業者団体、職能団体の協力により、全ての都道府県から社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等から成る DWAT（災害派遣福祉チーム）が被災地に派遣され、能登6市町や1.5次避難所で、避難所における生活の困りごとに関する相談支援などの福祉的な支援を実施するとともに、被災した社会福祉施設に対する介護職員等の施設間応援派遣や、被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業などの支援において、被災者の生活を支えてきた。
- 一方で、令和6年能登半島地震においては、DWATの初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の在り方などが指摘され、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
これらの教訓を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）が令和7年7月に施行され、災害時の福祉支援が法制化されたが、平時からの災害福祉支援の体制整備については未だ法制化されていない。
- 具体的には、平時からの災害福祉支援の体制整備については、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針や、地域福祉（支援）計画策定ガイドラインに基づき進められてきたが、いずれも法律上の規定が明確でなく、自治体における体制整備には差異があるのが実情である。
また、災害時にはDWATの組成・派遣により支援が行われてきたが、DWATについても法律上の規定はない。
- このような状況の中、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいて、包括的な支援体制構築のための連携体制の構築や、DWATの平時からの体制整備に取り組むべきとされたことも踏まえ、個別の論点（(1)平時からの連携体制の構築、(2)DWATの平時からの体制づくり・研修等）について、議論を行った。

(1) 平時からの連携体制の構築について

(現状と課題)

- 上記のとおり、災害時の福祉的支援が法制化されたが、安定的な日常生活への移行、災害関連死の抑制等を目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時

から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要である。

また、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、包括的な支援体制の整備が災害時対応に寄与することや被災者支援の取組が平時の福祉の支援強化につながることを踏まえ、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、双方の充実の観点からも、検討を進めていく必要があるとされている。

- 社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項に基づく指針（社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針）においては、包括的な支援体制について、災害等の影響によって発生する多様なニーズにも有効であることや、災害等の発生時を想定して支援体制を構築しておくことの重要性等についても規定しているが、法律上、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮すべき分野として、防災は規定されていない。
- 自治体が平時から福祉の支援体制整備の検討を行う一つのツールとして地域福祉（支援）計画があるが、社会福祉法上、地域福祉（支援）計画の記載事項として、災害福祉に関する事項は明確化されておらず、また計画の策定ガイドラインにおいて、計画に盛り込むべき事項の例として防災が挙げられているが、記載すべき防災関係の内容は不明瞭である。

（対応の方向性）

＜包括的支援体制の整備における防災との連携＞

- 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えることが必要である。
- その際、福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、受援のための体制づくりにも留意が必要である。
なお、防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画についても取組を進める必要があるとの意見があった。

＜地域福祉（支援）計画における災害福祉に関する記載事項＞

- 地方公共団体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに災害福祉に関する事項を追加することが必要である。
- また、具体的な記載事項として、地域福祉（支援）計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すことが必要である。
 - ・ 市町村地域福祉計画において、災害に関する取組（※１）に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策（※２）について記載する。
 - ※１ 個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施、社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施するボランティア活動 等
 - ※２ 他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・ 都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容（※３）について記載する。
 - ※３ 市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等
- 包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の策定にあたっては、支援の長期化を考慮するとともに様々な災害福祉支援の取組を踏まえた上で、体制整備や計画策定を進める必要がある。

(2) DWATの平時からの体制づくり・研修等について

（現状と課題）

<平時からの取組>

- DWATについては、平時からの取組として、災害時にDWATとして派遣される福祉従事者を確保するとともに、当該従事者を育成するために災害時を見据えた研修・訓練等の実施が必要である。現状では、都道府県が研修・訓練等を実施しているが、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況である。
- 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」が令和６年１１月にとりまとめた「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報

告書)」においては、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討や、地域の実情に応じた訓練の実施が必要と指摘されており、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築する必要があるとの指摘がなされている。

<DWAT の派遣要請に対する派遣元使用者の配慮>

- DWAT として福祉従事者が派遣されるためには、その所属する施設・事業所の理解・協力が必要であることから、より理解・協力を得られるための方策について検討が必要である。

<DWAT に対する個人情報の提供>

- 災害時に DWAT が活動するに際して必要となる要配慮者の情報について、地方公共団体から提供を受けることは可能ではあるものの、民間の社会福祉施設等の職員を中心に構成される DWAT に対しては、行政機関への提供とは異なり個人情報の提供を躊躇する例があるという指摘がある。

(対応の方向性)

<DWAT の法制化>

- DWAT の体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWAT についての法制度を整備することが必要である。
- 具体的には、以下の点を踏まえ、災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けることが必要である。
 - ・ 災害時には広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講した DWAT チーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWAT の養成・派遣を円滑に行うためには地域の主体性や実情も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与することとする必要がある。
 - ・ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとする必要がある。
 - ・ 生活圏域や市町村圏域で DWAT を組成可能とするための養成や、訓練にあたって、地域住民・関係機関と連携した生活圏域での実施、また広域

での実施にも留意することが必要である。

- ・ DWAT の登録、研修、派遣等の実際の運用にあたっては、研修を受講しやすい環境整備や、迅速な派遣、支援のフェーズに応じた他の災害時の福祉支援との関係、応急期の支援が復旧・復興期の生活再建に強く影響を与えるという点にも留意が必要である。

<DWAT チーム員の派遣元使用者の配慮義務>

- DWAT チーム員が所属する施設・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すことが必要である。
- なお、DWAT チーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

<DWAT チーム員に対する秘密保持義務>

- 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWAT の活動に必要な要配慮者等の個人情報を適切に入手、活用する観点から、DWAT チーム員に秘密保持義務を課すことが必要である。

<その他>

- 災害時の福祉施設・サービス事業所の機能回復のための人材確保をどのようにすべきかという意見があった。

5. 共同募金事業の在り方について

(基本的な考え方)

- 共同募金事業は、戦後間もなく開始されて以降、介護・障害・こども・生活困窮等の福祉分野をはじめ、地域住民活動や災害支援など、地域に根ざした幅広い活動に助成を行い、地域福祉の推進に大きな役割を果たすとともに、一般市民の寄附の受け皿として重要な役割を果たしている。
- 今後、共同募金事業は、これまでの歴史的な役割を引き続き担うとともに、将来に向けて新たな層を巻き込んだ地域貢献のためのファンドの役割を果たしていく可能性も秘めており、地域福祉の推進を図る上で特別な存在として、今後も持続的に取り組んでいく必要があるという認識の下で、個別の論点（寄附募集禁止規定の見直し、準備金の使途の見直し）について、議論を行った。

(現状と課題)

- 共同募金事業の歴史的な役割は大きく、地域福祉の推進を図る上で特別な存在として、今後も持続的に取り組んでいく必要がある。

<寄附募集禁止規定について>

- 共同募金事業による配分を受けた者への寄附募集の制限については、共同募金の配分の有無によって公平性を考慮する必要性が薄れつつあることに加え、寄附募集の制限が民間支援に逆行し、時代にそぐわなくなっている。

<準備金の使途について>

- 共同募金事業における準備金の積立は災害時に限定されているが、全国組織である中央共同募金会においては、「赤い羽根福祉基金」（社会福祉法に基づく共同募金とは異なる）を造成し、社会課題への先駆的な取組に対して最大3年間の助成を実施しており、その一部は国の予算化につながるなど、地域発の社会的モデルを創出している。

(対応の方向性)

- 今後も、共同募金事業が地域福祉を支える役割を果たしていけるよう、オンライン活用を含めた創意工夫のある募金活動に取り組むとともに、地域の活性化に資する運動を促進する観点から、募金の使途や事業成果を広く地域へ発信するなど、寄附者の支援が地域福祉の発展に寄与していることを実感できる方策について、不断に取り組んでいくことが必要である。なお、共同

募金事業の見直しに当たっては、実施主体である都道府県共同募金会の事務負担に配慮した検討が必要である。

<寄附募集禁止規定の見直し>

- 共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は撤廃することが必要である。なお、その撤廃にあたっては、共同募金事業が見直し後も引き続き包括指定寄附金の対象となることを前提に、検討を行うことが必要である。

<準備金の使途の見直し>

- 準備金について、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対しても取崩が出来るよう、使途の透明性の確保や準備金不足とならないよう一定の取崩上限の目安を設定した上で、使途を拡大することが必要である。

6. 介護人材の確保・育成・定着について

(1) 基本的な考え方

① 介護人材を取り巻く状況

(介護人材を取り巻く状況)

- 2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加する。このような一層の高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれるなど、介護ニーズは多様化・複雑化していく。

一方で、現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

(介護職員の必要数・推移)

- こうした中、現在の第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、

- ・ 2026 年度には約 240 万人（+約 25 万人）

- ・ 2040 年度には約 272 万人（+約 57 万人）

の介護職員数が必要とされている。

※ 括弧内は 2022 年の介護職員数 215.4 万人と比較して新たに確保が必要な介護職員の数。

- 介護保険制度が創設された 2000 年時点には、要介護・要支援認定者数は約 244 万人であったところ、2023 年には約 705 万人と、3 倍近く増加している状況である。利用者に対して介護サービスの提供を行う介護職員数についても、同様に増加しており、2000 年時点では約 54.9 万人であったところ、2023 年の介護職員数は 212.6 万人と、4 倍近く増加している（※）。一方で、2022 年からは約 2.9 万人の減少と、初めて減少に転じた。

※ 「労働力調査」によると、全産業の労働者数は 2000 年時点では約 6,446 万人であったところ、2023 年時点では約 6,747 万人と約 1.05 倍の増加であり、他産業と比較して、これまで介護職員の確保が行われてきたことが伺える。

(介護人材確保に係るこれまでの取組)

- 介護人材確保のため、国においては介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、

外国人材の受入環境整備に取り組むとともに、地域医療介護総合確保基金においても、都道府県における地域の実情に応じた介護従事者確保のために、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から様々なメニューを設けるなど、総合的な対策を講じている。

※ このうち、処遇改善については、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」「介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」とされている。

② 議論の経緯

（「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会について）

- 2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、
 - ・ 予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要があること、
 - ・ 地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況を見越した経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要があること

を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、厚生労働省において「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が開催された。

（福祉人材確保専門委員会について）

- 同検討会においても介護人材確保は重要な課題として議論されたことを踏まえ、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化していく必要があることから、当部会において、関係者による専門的観点から検討を進めるため、福祉人材確保専門委員会を設置した。
- 同専門委員会においては、同検討会の議論を踏まえ、以下の4つの論点を示しながら、計6回にわたって議論を行った。なお、第2回及び第3回においては、同専門委員会の委員のほか、介護人材確保に関する有識者にも参考人として出席いただき、ヒアリングを実施した。
 - ・ 高齢化や人口減少のスピードに地域によって差がある中、各地域に

おける人材確保の取組をどのように進めていくべきか。具体的には、地域の状況を踏まえた課題の発見・分析・共有をどのように行っていくべきか。その際、都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、ハローワーク・福祉人材センターなどの公的機関の役割、介護福祉士養成施設の役割、地域の職能団体や事業者などの役割、それぞれの主体の連携について、どのように考えるか。

- ・ 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材をどのように確保していくか。多様な人材とのマッチングを図るための介護事業所の業務の整理・切り出し等について、どのように進めていくか。
- ・ 介護福祉士をはじめとして、介護現場において中核的な役割を担う中核的介護人材について、どのように確保していくべきか。具体的には、介護福祉士養成施設における教育の在り方、介護福祉士の資格取得の在り方、山脈型をはじめとする介護人材のキャリアアップの在り方についてどのように考えるか。また、潜在介護福祉士の活用についてどのように考えるか。
- ・ 外国人介護人材の確保・定着に向けてどのような対策をとっていくべきか。具体的には、小規模な法人等でも受入を可能とするための都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、日本語支援の在り方をどのように考えるか。

- 次の(2)～(6)は、上記の4つの論点を踏まえて令和7年11月11日にとりまとめられた「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」を受けてとりまとめたものである。

(2) 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

① 各地域・各事業所における人材確保に係る課題

(有効求人倍率の状況)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、令和7年9月時点で4.02倍と全職業の有効求人倍率(同月時点で1.10倍)と比較しても高い水準である。また、有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で2倍を超えておりどの地域でも人材確保が厳しい状況が見て取れるが、都道府県によっては2倍台から8倍台まで、人材確保の厳しさに一定の地域差があることも見て取れる。

(介護職員の入職経路)

- また、介護職員の入職経路は様々であるが、「令和6年雇用動向調査」

によれば、福祉分野におけるハローワークからの入職の割合が全産業と比較して高い状況にある。

一方で、入職経路の観点からは、民間の有料職業紹介について、紹介料が経営的な圧迫要因となっていることから、ハローワークや福祉人材センター等の公的機関について、より細やかで迅速な対応ができるよう機能強化が必要であるとの意見があった。本年4月から個々の職業紹介事業者の紹介手数料の徴収実績の公開義務付けや、募集情報を提供する事業者について労働者等へのお祝い金等の提供の原則禁止といった、安心・納得して雇用仲介業を利用するための対応を行っており、こういった取組を引き続き進めていくとともに、後述するプラットフォーム機能の充実を行っていくことにより、公的機関の機能・連携の強化による個別事業者への支援を図っていくことが重要である。

- ※ 入職経路（新卒以外）について、全産業と福祉分野の比較を行うと、
- ・ 全産業：ハローワーク 17.5%、民営職業紹介所 8.1%
 - ・ 福祉分野（社会保険・社会福祉・介護事業）：ハローワーク 26.9%、民営職業紹介所 12.2%

（出典：令和6年雇用動向調査）

（採用活動の実施状況）

- また、採用活動における取組としても、ハローワークや福祉人材センターへの相談や、職員を通じて友人や知人の紹介を受けている事業所が多い。一方で、小規模な法人においては採用活動を行っていない割合も高い。

※ 介護事業者における、採用活動の取組として、以下の2点が多い状況。

- ・ ハローワークや福祉人材センターの担当者に相談：66.9%
- ・ 職員に対して友人・知人などの紹介を依頼：65.6%

また、小規模法人（19人以下）では、「採用活動を特に行っていない」と回答した法人が24.4%。

（出典：令和6年度介護労働実態調査）

② プラットフォーム機能の充実の必要性

（プラットフォーム機能の充実の必要性）

- 人材の確保にあたっては、高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の問題が存在することから、処遇改善や生産性向上に必要な予算・財源の確保、外国人の受入に係る必要な

制度整備など、国で全国共通で行うべき人材確保策を進めることに加え、地域の実情に応じた人材確保策に取り組んでいくことが必要である。

○ どの地域・法人等でも共通する介護人材確保という課題は、関係者の参画意欲・意識が高まりやすいテーマであるところ、こうした課題に対し、地域軸・時間軸も踏まえながら対応していくためには、関係機関間での情報共有や地域の関係者のネットワーク化を図ることなどにより、地域における連携・協働を強化していく必要がある。特に介護分野では、入職経路や採用活動の取組の状況から、公的機関の役割や地域内における人と人との繋がりが特に重要であることが見て取れ、こういった取組を推進していくことが必要である。

○ 一部の地域においては、介護福祉士養成施設と福祉人材センターが連携して介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでを一体的に実施する例や、事業所の採用担当者と介護福祉士養成施設がネットワークを立ち上げ現場目線で人材確保策を協議する例などがあるが、全国的に行われている状況にはないことから、こうした取組を全国的に広げ、定着させるための制度的な仕組みとして構築することが必要である。

※ 上記で例示した取組においては、実際に介護現場への就労につながっているものがあるほか、事業所と養成施設の関係性が構築されることでお互いの課題についての情報連携を継続し実習の協力関係が構築されているなどの効果が表れている。

（プラットフォームの仕組み）

○ このための仕組みとして、地域の状況を分析するデータを保有し需給推計を行い、かつ、地域医療介護総合確保基金を用いて人材確保に係る事業を実施している都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、介護人材確保に関する地域の関係者（市町村・ハローワーク・福祉人材センター・介護労働安定センター・介護事業者・介護福祉士養成施設・職能団体等）が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むための機能が必要である。

加えて、事業者等が抱える個別の課題については、プラットフォームで構築されたネットワークを活用し、公的機関による必要な支援につなげていくことが期待される。その際、課題解決に向けた具体的な取組が

進むよう、各関係機関の主体的・積極的なプラットフォームへの参画と、その旨の国からの方針の周知徹底などによる連携体制の構築が重要である。

- このような取組に当たっては、単に地域の介護人材の状況に関する情報を収集・共有・分析するだけでなく、ネットワークの中で課題解決に取り組むことや、その取組について検証・改善し、取組を継続的なものとしていく仕組みが必要である。

その点で、都道府県単位の情報を共有する協議の場に加えて、市町村単位や複数市町村の圏域単位など都道府県単位より狭い圏域で、地域の実情に応じた個別課題に対する実践的な取組を創出していくため、例えば「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置し、プロジェクトチームごとに意欲のある関係者を中心に取組を推進していくことが必要であり、特に地域性を踏まえた人材確保の観点からは、市町村の協力が重要である。

こうした重層的な構造を取ることによって、情報の収集・共有・分析、課題の発見を行い、それに応じた取組を実施し、取組の効果を検証し、改善して次の取組につなげていく PDCA サイクルを回すことが可能となる。

- このプラットフォームの機能を充実させていくためには、単に関係者が集まるだけでなく、関係者の個別の活動・取組を連携させていくためのコーディネーター的役割が必要である。この点、地域の実情も踏まえつつ、社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設置されている福祉人材センターがプラットフォームの事務局機能などの中核的な役割を担うことが考えられる。

また、プラットフォームについては、地域ごとの実情に応じて、地域における既存の協議会等と一体的に運営するなど、適切な連携・役割分担を図ることが必要である。

- こうしたプラットフォーム機能については、介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要であり、そういった観点でプラットフォームにおける構成員を検討することも重要である。その際、福祉分野の中でも各分野における課題が異なる場合もあることから、地域の実情も踏まえた会議体とすることが必要であるとの意見があった。

なお、必ずしも現場で従事する人材の確保・育成という観点だけではなく、地域における福祉に関係する人口を増やしていくという観点から、地域の介護力向上等の地域ごとの課題や、地域における好事例なども踏まえながら、プラットフォームにどのような関係者がどのような役割で参画すべきか地域ごとに柔軟に考えることも必要との意見があった。

また、国においても、福祉分野ごとに必要な財政措置の検討を行うとともに、柔軟に活用できるメニューの整備などの工夫が必要であるとの意見があった。

- いずれにせよ、このプラットフォーム機能については、地域の実情に応じた課題に実践的に取り組むための仕組みであり、実効性を伴う必要があることから、必要な制度化を行うとともに、取り扱う内容・構成員・会議体の構造等については、地域ごとに柔軟に設定する仕組みとすることが必要である。

(3) 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

① 多様な人材の確保・育成・定着の必要性

(多様な人材の確保・育成の状況)

- 現在の第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2040年度には約272万人の介護職員数が必要とされている。

生産年齢人口が減少していく中で、介護分野で働く人材を増やすためには、これまで以上に、介護に知見のある者だけでなく、若者・高齢者・未経験者などの多様な人材を確保し、働きやすい職場づくりを推進することが必要である。

- 介護職員の年齢構成について、施設等の介護職員と訪問介護員で多少の差異はあるものの、いずれも40～49歳・50～59歳がボリュームゾーンとなっている。また、65歳以上の職員は施設等では7.6%、訪問介護では14.5%となっている。

性別で見ると、女性が施設等では70%以上、訪問介護では80%以上を占めている。

また、就業形態としては、施設等では25.7%、訪問介護では30.8%が有期雇用となっている。

- さらに、介護福祉士養成施設の状況を見ると、令和7年4月1日時点

の定員 13,628 人に対し、入学者が 7,970 人と、定員充足率は 58.5%となっている。また、そのうち留学生が 4,532 人と、半数以上を占めている現状にある。

② 多様な人材の確保・育成・定着のための取組

(介護に関する情報発信・魅力発信)

- このような状況の中、多様な人材に介護分野で働いてもらうためには、介護に関する情報発信・魅力発信が必要である。また若者との関係では、教員や保護者などが魅力的な就職先として介護分野を認識していないことなどが考えられ、情報発信の方法について工夫が必要である。

- これまでも、魅力発信に関するポータルサイトを作成するとともに、現役の介護職員により仕事の魅力・やりがい・誇りなどを発信してきたところであるが、更にこういった取組の中で、介護現場ではテクノロジーの導入が進んできていることや、社会的課題に対応していることなど、介護現場における最新かつ的確な情報発信を、確保したい人材の属性を踏まえて推進することが必要である。

テクノロジーを例にすると、生産性向上によって、介護職員の負担を軽減し、利用者に関わる時間を確保して、利用者・職員の双方の笑顔を生み出し、笑顔で働き続けられる環境づくりにつながっているという意見があった。こういった、職員の負担軽減と介護の質の向上を両立させる最新の介護の取組を積極的に情報発信していくことが必要である。

また、他産業と比較した介護分野の魅力は、地域の産業体系などによっても異なることから、介護に関する情報発信・魅力発信といった広報戦略については、国・地方公共団体・関係団体が協働し、加えて前述したプラットフォームの中でも議論をしながら、地域の実情も踏まえて検討していくことが必要である。

- また、実際に介護現場を体験してもらうことも、人材確保の観点からは重要である。職場体験やインターンシップなどによって、実際に高齢者とのコミュニケーションをとること、ICT 機器の活用状況の見学・体験などを通じ、地域の関係者に福祉の現場を理解してもらうことが重要である。

(介護職員の定着支援)

- また、人材の確保だけでなく、その定着についても取り組むべき重要

な課題である。介護職員の離職率は、令和6年度で12.4%（※）と低下傾向にあり、一定程度定着策の効果が見て取れるが、離職理由や早期離職防止・定着促進に効果のある方策を見ると、人間関係や職場の働きやすさが定着のために必要な取組である。

※ 産業計の離職率は令和6年度で14.2%であり、介護職員の離職率は他産業よりも低い状況にある。

- そのためには、国が示す生産性向上ガイドラインも踏まえ、テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減が重要である。その際、テクノロジー導入によって安易に人員配置基準を緩和することは逆に利用者や働く人にしわ寄せが及ぶ可能性があることを懸念する意見があった。また、現場でテクノロジーを活用できる人材の育成の取組も必要である。

加えて、賃金体系・キャリアパス制度・人材育成の仕組みなどの雇用管理の状況は事業所間に差があることから、前述したプラットフォームの中でも議論をしながら、働きやすい環境づくりの取組を進めていく必要がある。適性のある貴重な人材が介護職を担っていることから、そのような人材が他産業に流出することのないよう、人間関係が離職理由として高くなっていることに着目したメンタルヘルスケア等の定着策も含めた人材確保策を図っていくことが重要である。

（介護助手の活用）

- また、業務負担の軽減やサービスの質の維持・向上の観点からは、介護現場における周辺業務を担ういわゆる介護助手の活用も1つの手法である。テクノロジーの導入とタスクシフト/シェアをあわせて進めていくことにより、業務改善や生産性の向上が推進される。高齢者や未経験者の活用の観点からも、介護助手の一層の活用を検討することが必要である。

その際、介護助手の導入には、介護職チームにおける介護助手との連携の在り方の整理を前提としたうえで、業務の整理・切り出しによる介護の直接業務とその他業務の区分が必要になるが、これは人手不足解決だけを目的とする取組ではなく、サービスの質の向上にも不可欠な取組であり、介護の専門性の明確化に繋がるものであることに留意が必要である。

(4) 中核的介護人材の確保・育成

① 中核的介護人材の役割

(これまでの議論の経緯)

- 介護人材については、従前、「将来展望・キャリアパスが見えづらい」「専門性が不明確」「役割が混在」などの課題を抱えていたところ、若年者人口の減少、介護ニーズの高度化・多様化等の課題を踏まえ、福祉人材確保専門委員会において平成 27 年 2 月に報告書を取りまとめ、従前の「まんじゅう型」から、目指すべき姿として「富士山型」を示し、以下のような方向性を示している。

- i 「すそ野を拡げる」～人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る～
- ii 「道を作る」～本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する～
- iii 「長く歩み続ける」～いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る～
- iv 「山を高くする」～専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す～
- v 「標高を定める」～限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める～

- 一方で、介護人材の目指すキャリアパスについて、全員がマネジメントを到達点とするのではなく、自らの選択でキャリアアップを目指すことが必要であることから、厚生労働省において令和 5 年度に「山脈型キャリアモデル」の絵姿が示された。山脈型キャリアモデルの中では、サービスや経営のマネジメントを行う役割に加え、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極めることや、現場に加え地域全体の介護力向上を進めることなど、介護人材が目指すキャリアパスとして複数の道筋が示されている。

この山脈型キャリアモデルについては、それぞれのキャリアパスに対応した研修体系もあわせて整理されているところである。

(中核的介護人材の確保・育成)

- 介護現場における中核的介護人材としては、国家資格である介護福祉士が中心となることが考えられるところ、多様な介護人材の指導・育成、介護職チームによるケアのコーディネートとチームメンバーの人材マネジメントなど、担うべき役割は多様かつ重要である。また、新規の人材だけでは介護現場でうまく機能しないことから、多様な人材の確保を目

指すにあたっては、介護職チームを適切に機能させるために必要な中核的な役割を担う人材の確保・育成が必要になる。

前述した山脈型キャリアモデルも参考にしながら、中核的介護人材が担うべき具体的役割・機能、そのために必要な資質・能力の整理を進めるとともに、これを身につけるための研修体系の整備に向けた検討をより一層進めていくことが必要である。

その際、中核的介護人材の育成にあたっては、専門性の向上とともに、マネジメント、リーダーシップ、コミュニケーションに関するスキル、教育・育成のノウハウ、生産性向上への対応（デジタルリテラシーを含む）といった多様な視点での研修の整備が必要であるとともに、あわせて山脈型キャリアモデルのキャリアの姿を増やしていくなど、より深化させていくことも検討していく必要がある。こうした中核的介護人材の育成にあたっては、前述のプラットフォーム機能も活用しながら、地域ごとの課題に応じた必要な研修やリカレント教育を実施していくことが重要である。

なお、介護現場における中核的介護人材については、介護現場での配置を制度上明確に位置づけることや、福祉・介護分野における処遇改善を進めていくほか、平成 19 年法改正時の附帯決議に端緒のある認定介護福祉士の仕組みの制度的な位置づけ等についての検討を進めるべきとの意見があった。

また、キャリアモデルを検討するにあたっては、その基盤となる国家資格である介護福祉士の資格取得の在り方についてもあわせて検討が必要であり、その内容については④で述べることとする。

② 潜在介護福祉士に係る届出制度の在り方について

（現在の届出制度の状況）

- 介護福祉士が離職等した場合には、社会福祉法に基づき、都道府県福祉人材センターに必要な事項を届け出ることが努力義務となっているが、この届出制度を活用している潜在介護福祉士等が令和 7 年 9 月末時点で約 56,000 人と、十分に機能しているとは言えない状況である。

また、地域の実情に応じた必要な人材確保策を講じていくためには、介護現場で中核的役割を担う介護福祉士が各地域にどの程度存在しており、どの程度従事しているのかを把握することは、貴重な人材の活用策を検討する上でも重要である。

（届出制度の拡充）

- そのため、現行の届出制度について、離職等した潜在介護福祉士の復職支援の観点から実施するだけでなく、現任の介護福祉士についても届出の努力義務を課すことで、地域における介護人材の実態把握や山脈型キャリアモデルを見据えた必要なキャリア支援を行うための仕組みとして、発展させていくことが必要である。

なお、発災時を含め、地域での福祉ニーズに対応できる専門性を有する人材の登録も重要であること等を踏まえれば、対象となる資格についても社会福祉士等に拡充することを検討すべきとの意見があった。

- その際、届け出られた情報の有効活用や、届け出た者に具体的なメリットを提供することが必要である。

現行の制度においては、潜在介護福祉士等に対し、求人情報の提供や、就職フェア・カムバック研修の情報提供などを行ってきたところ、こうした取組を引き続き進めていくとともに、情報発信の手法についても、より若い世代に届きやすくするための工夫が必要である。届け出られた情報を用いて、潜在化した要因分析を進め、復帰策を検討していくことが必要である。

また、新たに対象となる現任の介護福祉士に対しては、キャリア支援を充実させていく観点から、各介護福祉士が未受講であり、例えば DWAT 養成研修の情報など、興味・関心を持っている分野の研修情報を、プッシュ型で提供していくことが必要である。その際、都道府県福祉人材センターが提供できる研修情報を充実させていく観点から、前述したプラットフォームで構築されたネットワークを活用することも考えられる。

こういった届出制度のメリットを見据えながら、届出の負担をできるだけ軽減しつつ、各介護福祉士の研修の受講履歴などを含め、届出事項を検討することが必要である。また、届出情報の有効活用という点では、対象者の属性に応じて就業意欲の向上等につなげるため、発信する情報の内容や情報発信のタイミングなどを効果的なものとする観点から、届出事項を検討する必要があるとの意見があった。

(届出に係る事業所の支援)

- また、介護福祉士が届け出るに当たっては、この届出制度の周知徹底が必要になる。国による制度周知に加え、介護事業者や介護福祉士養成施設・福祉系高校などにおいては、現行制度においても届出に係る支援の努力義務がかかっているが、定期的な届出の促進を従業員・学生に行うほか、職能団体の協力を得るなど、届出制度の周知徹底を行うことが

必要である。

こうした取組による届出数の増加・届出内容の正確性の確保を図ることにより、この届出制度のメリットがより大きくなるものと考えられる。

③ 国家試験の受験資格に関する仕組みについて

(複数資格の取得に係る方策の検討の必要性)

- 介護ニーズが増大していく状況にあっては、現在介護分野で働いていない者を介護分野に呼び込み、介護人材を増やしていくことも必要であるが、生産年齢人口が減少していく中では、単に人数を増やす方策だけではなく、1人で複合的役割を担う人材を育成することの必要性も指摘されており、特定の人材に負荷が偏ることのないよう配慮をしつつ、こういった観点から、国家試験の受験資格に関する仕組みについて工夫するなど、複数資格の取得に係る方策の検討が必要である。

特に、2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめにおいて、協働化や分野を超えた連携が求められている中で、地域の多様なニーズに対応する観点から、特定の分野にとどまらない幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成は不可欠である。

(これまでの取組)

- こういった取組については、国においてもこれまで必要な制度改革を行ってきた。

例えば、福祉人材確保専門委員会で平成 30 年 3 月にとりまとめられた「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」を踏まえ、社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しが令和 3 年度から施行されているが、その改正内容の 1 つとして、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充している。

また、保育士に関しても、他の福祉系国家資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）を保有している場合における保育士試験の一部試験科目の免除や、介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合の一部科目の履修免除が行われている。

(実務者研修に係る科目等の免除)

- この点、介護分野の人材育成の観点からも取組を行っており、具体的には、現在の介護福祉士養成課程において、原則の修業年限 2 年以上・

時間数 1,850 時間以上から、保育士養成課程の修了者については修業年限 1 年以上・時間数 1,205 時間以上まで、社会福祉士養成課程の修了者については修業年限 1 年以上・時間数 1,220 時間以上まで、時間数の短縮が認められている。

こういった仕組みも参考にして、実務経験ルートにおいて介護福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務者研修（修業年限 6 月以上・時間数 450 時間以上）について、他の国家資格の養成課程を修了している場合等において、可能な範囲で科目等の免除を行うことが必要である。

（単位制の導入）

- また、現行の社会福祉士・介護福祉士の養成課程では時間制による教育内容を示しており、例えば介護福祉士養成課程であれば 1,850 時間以上の履修が必要とされている。一方で、令和 6 年通常国会で成立した学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）等において、専修学校の専門課程について単位制による修了認定を導入することとしており、また、他の国家資格の養成課程においては既に単位制が導入されていることを踏まえると、教育の質の担保等の観点も踏まえつつ、社会福祉士・介護福祉士の養成課程についても、単位制の導入が必要である。その際、単位制の導入によっても、これまでの養成課程において求められている必要な時間数の学習が担保され、修得する内容に差が生じないようにすることが必要である。なお、時間制・単位制のいずれであっても最終的に身につけるべき資質・能力が担保されることが重要であるとの意見があった。

（検討における留意点）

- これらを含む複数資格の取得に係る方策の検討に当たっては、それぞれの資格が有する役割や専門性、教育内容の文脈・目的の違い等にも配慮しながら、より具体的な仕組みの検討を行っていくことが必要である。
加えて、単に複数資格を取得しやすくするために検討を行うのではなく、共通の科目の履修の重複を避け、既に身につけている能力を読み替えることにより資格保有者の負担を軽減するといった、効果的な学習による複数資格の取得という観点からの検討が必要である。
あわせて、現行のカリキュラムについて、教育現場等での実情を踏まえ、真に必要な時間数であるかや、前回の見直し以降の状況を受けた教育内容になっているかについても検討が必要である。

- そのほか、専門人材の機能強化・最大活用の観点からは、対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設についても、対人支援職種に共通して求められるコンピテンシーやモデルカリキュラムの検討状況を踏まえつつ、地域共生社会の実現に資する人材の育成に向け、質的な側面からも対応を行う必要があるとの意見があった。

④ 介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置の取扱いについて

(本経過措置に係るこれまでの経緯)

- 介護福祉士養成施設の卒業者については、従前、国家試験を受験せずとも介護福祉士の国家資格が取得可能であったところ、介護福祉士の資質の担保・向上を図るため、介護福祉士養成施設の卒業者も国家試験の合格を介護福祉士の資格取得の要件とするよう、平成 19 年に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）を改正した。

- 上記改正については、数度の施行延期を経て平成 29 年度に施行されたが、その際、国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る観点から、円滑な制度施行に向け、以下の経過措置を設けている。

- i 卒業後 5 年間は、国家試験を受験・合格しなくても介護福祉士の資格を取得可能
- ii 6 年目以降、卒業後 5 年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き介護福祉士の資格を取得可能

この経過措置については、令和 3 年度の卒業者までの措置として創設されたが、令和 2 年の法改正にあたっては、福祉部会における種々の議論・意見を踏まえつつ、介護の人材不足の深刻化、養成施設数・入学者数の減少、外国人留学生が急増した中で留学生の合格率が低調となっていることを受け、介護サービスの提供に支障が生じないよう、令和 8 年度の卒業者まで、経過措置を延長している。

- 上記の令和 2 年の法改正による経過措置の延長に際しては、衆議院・参議院ともに法律案に附帯決議が付され、その中では、以下の点について適切な措置を講ずることが求められている。
 - ・経過措置の終了に向けて速やかに検討を行うこと
 - ・養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること

- ・介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること
- 国においては、この間、上記の附帯決議も踏まえ、以下のような取組を実施している。
- ・令和2年度より養成施設ごとの合格率の公表
 - ・介護福祉士養成における教育の向上や留学生指導についてのガイドライン等を作成し、介護福祉士養成施設などで活用
 - ・介護福祉士修学資金貸付事業において、介護等の業務に一定期間従事した場合には返済を免除する学費等の貸付を行うための原資の確保
 - ・地域医療介護総合確保基金において、外国人留学生の資格取得支援やコミュニケーション支援を行う事業者への補助や、介護福祉士養成施設の教員の質の向上に資する研修等の経費を補助
 - ・介護福祉士国家試験のための多言語による学習教材の作成や国家試験対策講座の開催

(本経過措置に係る当部会及び福祉人材確保専門委員会における議論)

- こういった状況を踏まえ、当部会及び福祉人材確保専門委員会においても、経過措置の取扱いについて多くの意見が出されている。
- 具体的には、以下の観点から、現在の規定どおり、本経過措置は令和8年度卒業者までで終了すべきといった意見があった。
- ・ 暫定的な措置である経過措置の終了による国家試験の一元化によって、資格の質の担保が図られること
 - ・ 経過措置の延長によって人手不足が解消したわけではない中で、経過措置の延長は資格に対する信頼性を失いかねず、経過措置の終了により資格の専門性・信頼性・イメージの向上が進み、日本の介護を学ぶために留学生が日本に来るという循環を作ることができると考えられること
 - ・ 令和2年法改正時の附帯決議において、経過措置の終了に向けてできる限り速やかに検討を行っていくこととされており、それに向けた介護福祉士養成施設や国の対策も行われてきたこと
 - ・ 国家試験の合格が必須である福祉系高校の卒業者との整合性をとることが必要である中で、国家試験義務付けの趣旨を踏まえた制度運用が必要であること
 - ・ 国家資格は専門職の質の担保を図るものであり、利用者が安心して

サービスを受けられるようにするためにも、試験に合格し一定の基準に到達した者とそうでない者については区別する必要がある、同列に扱うべきではないこと

- ・ 介護福祉士養成施設の留学生は国家試験に不合格であった場合も、特定技能評価試験を受けずに、特定技能に移行できること
- ・ 令和7年度（令和8年1月実施予定）の国家試験から複数の科目を1つのパートとして合否判定するパート合格（合格パートの受験免除）の仕組みが導入されるなど、働きながら受験しやすい環境整備が進んでいること
- ・ 今後、留学生への支援等の対策は丁寧に検討するにしても、経過措置については一度区切りをつけるべきであること

○ 一方で、以下の観点から、本経過措置を延長すべきといった意見があった。

- ・ 仮に経過措置を終了した場合には、留学生が確実に在留資格を取得でき、修学資金の返済免除を受けられる保証がないため、留学先として日本を選ばず、または留学生が在留資格の取得が不確実な介護分野を選ばなくなり、介護福祉士養成施設の入学者が減少することで、介護福祉士養成施設が減少し、日本人の学生を含めた介護の教育の機会が喪失するおそれがあること
- ・ 留学生の減少、介護福祉士養成施設の閉科・閉校、日本の学生が介護を学ぶ場が失われることは、世間への介護分野のネガティブイメージにつながりかねないこと
- ・ 留学生の受入状況には地域差があり、今後受入を進めていく地域・学校にとっては経過措置の延長が必要であること
- ・ 介護人材の不足状況・地域福祉の教育基盤の維持・介護福祉士養成施設の厳しい運営状況等を考慮すれば、介護福祉士養成施設への一定の配慮が引き続き必要であること
- ・ 留学生の合格率を上げるための教育の質の向上等の環境整備のためには時間が必要であり、パート合格の仕組みの効果検証も必要であること
- ・ 特定技能制度やパート合格の仕組み等の環境整備といった出口ではなく、入学者の確保という入口の観点から考える必要があること

○ 加えて、人材確保に当たっては、人材の質・量の両面での検討が必要であることから、本経過措置を延長するか否かという二者択一の議論だ

けでは不十分であるといった意見や、本経過措置は人材確保・介護福祉士養成施設の入学者確保・介護福祉士の質の担保の3点をいかに両立させていくのかが議論の本質となるといった意見があった。

また、国家試験における取組としては、令和7年度の国家試験からパート合格の仕組みを導入することとされており、この仕組みは一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢を拡大するものであることから、この仕組みをしっかりと周知していくことが必要との意見があった。

加えて、現在の本経過措置では、国家試験を受験しなくとも資格を取得できる仕組みであることから、仮に延長する場合であっても受験を必須にすることが必要であるとの意見があった。

- 厚生労働省においては、資格の信頼性の確保・質の担保・専門性の向上等の観点から終了すべきといった意見や、介護福祉士養成施設の入学者・介護人材確保等の観点から延長すべきといった意見、人材の質・量の両面での検討が必要であり本経過措置を延長するか否かという二者択一の議論だけでは不十分であるといった意見など、上記の意見を含めた当部会及び福祉人材確保専門委員会における種々の意見を十分に踏まえつつ、次に述べる介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、経過措置の在り方について必要な対応を講じられたい。

⑤ 介護福祉士養成施設の今後の在り方について

(介護福祉士養成施設の役割の再整理)

- 今後、学生となる若者の減少が進行していくことを踏まえれば、介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置の取扱いの結果の帰趨にかかわらず、介護福祉士養成施設の地域での役割の再整理・これからの方向性を示していくことが必要であるとの意見があった。

この点について、福祉人材確保専門委員会で出た意見を踏まえると、これからの方向性については、主に以下の2つの観点での検討が必要である。

- i 国家資格の取得に向けた取組の強化
- ii 学生に対する授業を中心とした教育以外の地域において期待される役割

(国家資格の取得に向けた取組の方向性)

- 最近の国家試験の結果を見ると、日本人学生は90%以上の合格率である一方、留学生の合格率は30%台であることを踏まえ、以下のような対

応が必要であるとの意見があった。

- ・ 留学生でも合格率が 100%に近い状況の介護福祉士養成施設もあれば、そうでない介護福祉士養成施設もあることを踏まえた、好事例の分析・収集・展開
- ・ 日本語能力が高いほど国家試験の合格率も高いことを踏まえた、日本語教育の充実
- ・ 留学生等が介護福祉士養成施設を選ぶ材料を提供する観点から、介護福祉士養成施設ごとの合格率の多言語による公表

（介護福祉士養成施設の地域において期待される役割）

- また、各介護福祉士養成施設においては、養成施設の地域において期待される役割として、事業所や職能団体等とのより一層の連携・協働により、以下のようなことに取り組んでいくことが必要であるとの意見があった。
 - ・ 地域ごとに異なる社会環境や支援ニーズを踏まえて地域ごとの課題を解決し、地域共生社会を実現していくための能力を有する人材を育成する教育に取り組むとともに、地域における福祉に関わる人口を増やしていく観点から、前述のプラットフォームも活用しながら、地域の担い手に対する入門的研修・初任者研修等の各種研修の実施
 - ・ ICT やデジタルリテラシーに関する教育の実施など教育の質の向上を図りつつ、現任・潜在それぞれの介護福祉士のキャリアアップを図る観点や、1人で複合的役割を担う人材を育成する観点から、養成施設の資源を活用した、介護職員や他分野で働く人材への実務者研修をはじめとするリカレント教育の実施
 - ・ 留学生の既卒者の国家試験合格率が特に低いことを踏まえた、既卒者への国家試験対策講座等の実施
- 前述した介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置の取扱いの検討と並行して、こうした今後の介護福祉士養成施設が主体的に担う役割の検討も必要である。

(5) 外国人介護人材の確保・定着

① 外国人介護人材の必要性和その確保・定着策

（外国人介護人材の現状）

- 高齢者が増加し介護ニーズが増大する一方で、日本人の生産年齢人口が減少していく状況にあっては、外国人介護人材を活用することが必要

不可欠となっている。

- 介護分野においては、外国人介護人材の受入れの仕組みとして、EPA（経済連携協定）・介護・技能実習・特定技能の4つの在留資格（※）を設けている。介護事業者においては、それぞれの制度趣旨に沿って外国人を受け入れているところ、特に人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための在留資格である特定技能については、平成31年4月の制度創設から、令和7年6月末時点において54,916人まで増加している。

※ EPA（経済連携協定）の在留資格は「特定活動」

- 介護現場で外国人介護人材が働いていることについては、一定程度浸透してきており、今後もより活用していく観点から、外国人介護人材の確保・定着のための対策が必要である。なお、外国人介護人材の受入れに関して、現状は介護保険施設等に限定されているが、福祉施設全般への拡大を検討することが必要との意見があった。

（小規模法人における受入支援等）

- この点について、外国人介護人材の確保・定着のためには、海外現地での働きかけなどの確保策や、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備などの定着策が必要であることから、特に小規模な法人では受入れが厳しい状況にあるとの意見があった。

一部の都道府県では、県が事業者団体との共同事業として、マッチング支援や技能実習の監理団体として活動するセンターを立ち上げている事例もあり、外国人介護人材を受け入れるにあたって、教育体制を含む受入体制の構築・整備のために地方公共団体の協力が必要である。

その際、前述のプラットフォーム機能を活用することで、外国人介護人材についても、地域ごとに必要な確保・定着策を検討することが必要である。

（外国人介護人材の訪問系サービスの従事）

- また、従来、外国人介護人材については、訪問介護等の訪問系サービスの従事について、介護福祉士の国家資格を有する者に限られていたが、訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、令和7年4月より、一定の要件を付した上で、技能実習生と特定技能外国人についても従事することが可能になった。

この点については、緊急時の対応やトラブルの未然防止に向けたリスク管理が重要であり、外国人介護人材が利用者の居宅に入って介護サービスを提供することについての利用者・家族からの同意や、利用者・家族からのハラスメント対策としてのマニュアル整備等の対応が重要であるとの意見があった。加えて、相談窓口の拡充・雇用管理の徹底・適正な受入につなげるための監督体制の強化等も重要であるとの意見があった。

② 准介護福祉士について

（准介護福祉士に係るこれまでの経緯）

- 准介護福祉士は、介護福祉士養成施設卒業者のうち、国家試験に合格しなかった者に付与される資格であり、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等（喀痰吸引等を除く。）を業とする者をいう（※）。

これは、フィリピンとの EPA（経済連携協定）の締結当時、フィリピンの「就学コース」介護福祉士候補者について、養成施設を卒業すれば国家試験を経ることなく資格を取得することができるという前提で交渉し合意に至った中で、平成 19 年法改正時に介護福祉士養成施設卒業者への国家試験の義務付けをしつつ合意も維持するという経緯から創設したものである。

なお、現状において、准介護福祉士には在留資格は付与されていない。

※ 令和 7 年 9 月末時点で有資格者は 1 名。

- 一方で、フィリピンからの就学コースの送り出しは平成 22 年を最後に行われておらず、フィリピン国政府との協議においても准介護福祉士の廃止については明示的な反対意見がなかったところである。

（准介護福祉士に係る当部会及び福祉人材確保専門委員会における議論）

- 平成 19 年法改正時の附帯決議に加え、令和 2 年法改正時の附帯決議においても、フィリピン国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始することとされている。

また、当部会及び福祉人材確保専門委員会においても、准介護福祉士は国家試験に合格していないことを証する信頼性に欠ける仕組みであり、フィリピンへの影響の懸念が払拭されるのであれば、資格に対する社会的評価・資質の担保や、介護福祉士の専門職としての地位の向上・確立

の観点から、廃止すべきとの意見があった。

- 上記を踏まえ、准介護福祉士については、フィリピン国政府との関係等も考慮しながら適切に対応する必要がある。

(6) 福祉人材確保専門委員会における議論の整理の総括

- 福祉人材確保専門委員会においては、これまで国が行ってきた総合的な介護人材確保対策や、地域医療介護総合確保基金等を活用して都道府県が行ってきた人材確保策に加え、より地域軸・時間軸を意識して議論を行ってきた。

今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するために、その人材の確保は最重要課題であり、地域ごとに抱える課題の共有とそれに応じた必要な対応の実行の在り方、外国人を含む多様な人材の確保の在り方、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成の在り方など、介護人材確保策を検討する上で勘案すべき要素は多岐に渡るものである。加えて、地域共生社会の実現の観点からは、支える側・支えられる側を固定化することなく、地域の生活の中でケアを行い合う文化を培うことも重要である。

- また、同専門委員会では介護人材の確保策を中心に議論をしてきたが、介護事業者の協働化や大規模化の議論が進められており、また地域の福祉ニーズも多様化・複合化している状況の中で、介護人材の確保に絞った議論だけではなく、ソーシャルワークの面も含めて、分野横断的・総合的な人材確保、多様な職種・専門性の人材確保について議論が必要である。
- 加えて、人材確保の観点からは、福祉・介護分野の処遇改善や、専門性を評価することが重要であるとの意見があった。処遇改善なしに人材確保はなしえず、全産業で賃上げが進んでいる中で、福祉・介護分野の処遇改善が進まない限り、また、専門性が適切に評価されない限り、福祉・介護業界からの人材流出につながることに對する懸念が多く委員から示された。
- 同専門委員会で示された意見については、当部会でも報告し議論を深めてきたところであるが、必要な点については介護保険部会その他関係審議会等においても議論を進めていくことにより、多面的な観点で今後の介護人材確保策をより一層進めていくことが重要である。

Ⅲ. おわりに

○ 当部会においては、2040 年に向けて、人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応し、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を実現するための社会福祉制度の在り方について、議論を行った。

○ 地域共生社会の更なる展開については、包括的な支援体制整備に向けた対応、過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み、地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化について議論を行った。

包括的な支援体制整備に向けた対応については、市町村及び都道府県における包括的な支援体制の整備の推進に向けて実施すべき施策や役割の明確化に加え、重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた対応を進めていくことが必要である。

過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みについては、人口減少等により担い手不足が深刻化していく中で包括的な実施を可能とするため、相談支援・地域づくり等の配置基準を縦割りの基準ではなく分野横断的な配置基準に柔軟化するとともに、あわせて地域と福祉支援体制の連携・協働促進を図る取組を実施する仕組みの創設に向けた対応を進めていくことが必要である。

また、地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化について、地域共生社会の実現にあたっては、行政には、地域住民が地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化する等の対応を進めていくことが必要である。

○ 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応については、新たな事業や中核機関の位置付け等について議論を行った。

日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置づけ、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。その際、頼れる身寄りがない高齢者等を支える地域における支援体制の構築や、実施主体に対する適切なチェック体制も重要である。また、権利擁護支援に係る市町村の業務を整理・明確化した上で、当該業務を実施する機関として、地域における中核機関を社会福祉法上に位置づけることが必要である。

なお、「頼れる身寄りがいない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があったことを踏まえ、制度見直しを進めるにあたってはその趣旨が適切に伝わるよう留意する必要がある。

- 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度については、社会福祉連携推進法人制度の見直し、既存施設の土地・建物等の有効活用について議論を行った。

社会福祉連携推進法人については、事務負担の軽減を図るとともに、一定の要件を満たす場合には、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについて行うことを可能とすることで、地域において適切な福祉サービスを提供することが必要である。

既存施設の土地・建物等の有効活用については、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、土地・建物等について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とするため、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務をすることが必要である。また、社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができることとする必要がある。

- 災害に備えた福祉的支援体制については、平時からの連携体制の構築、DWAT の平時からの体制づくり・研修等について議論を行った。

災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するため、社会福祉法で規定されている、包括的な支援体制の整備等を推進するうえで連携に配慮するよう努めることとされている施策に「防災」を加えるとともに、地方公共団体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項に災害福祉に関する事項を追加することが必要である。

また、DWAT の体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うため、DWAT についての法制度を整備し、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度や、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定等を設けることが必要である。

- 共同募金事業の在り方については、寄附募集禁止規定の見直し、準備金の

使途の見直しについて議論を行った。

共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は撤廃するとともに、準備金について、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対しても取崩が出来るよう、使途の透明性の確保や準備金不足とならないよう一定の取崩上限の目安を設定した上で、使途を拡大することが必要である。

- 介護人材の確保・育成・定着については、地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組、若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着、中核的介護人材の確保・育成、外国人介護人材の確保・定着について、福祉人材確保専門委員会において議論が行われ、当部会においてより議論が深められた。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組については、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化が必要である。その際、都道府県単位の情報共有の場に加え、より狭い圏域で「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」、「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取ることが必要である。なお、こうしたプラットフォーム機能については、介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要である。

中核的介護人材の確保・育成については、潜在介護福祉士だけでなく現任の介護福祉士にも届出の努力義務を課すことで、地域の介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うための仕組みに発展させていくことが必要である。

また、令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置については、資格の信頼性の確保・質の担保・専門性の向上等の観点から終了すべきといった意見や、介護福祉士養成施設の入学者・介護人材確保等の観点から延長すべきといった意見、人材の質・量の両面での検討が必要であり本経過措置を延長するか否かという二者択一の議論だけでは不十分であるといった意見など、当部会及び福祉人材確保専門委員会における種々の意見を十分に踏まえつつ、介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、経過措置の在り方について必要な対応を講じる必要がある。

加えて、准介護福祉士について、資格に対する社会的評価・資質の担保や、介護福祉士の専門職としての地位の向上・確立の観点から廃止すべきとの意

見があったことを踏まえ、フィリピン国政府との関係等も考慮しながら適切に対応する必要がある。

その他、人材確保の観点からは、福祉・介護分野の処遇改善や、専門性を評価することが重要であるとの意見があったところであり、関係審議会等において、必要な議論を進めていくことが重要である。

- 厚生労働省においては、この報告書の内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を図り、上記の具体的な方向性に沿って関係法令等の改正等について検討を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講じられることを期待する。
- 昭和 26 年に社会福祉法が成立してから、70 年以上が経過する。創設当時の社会福祉事業法は、戦後日本において、政府の機能を補完する社会福祉法人による措置制度として確立された。その後、家族形態の変化や福祉ニーズの多様化を踏まえ、社会福祉基礎構造改革を経て、社会福祉制度は措置から契約へと移行してきた。そして現在、社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、あらたに住民・自治体・事業者といった様々な主体がともに連携し、地域社会の再構築を進めていくことが求められている中で、地域共生社会の実現に向けた取組が進められてきている。
- 全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、地域住民とともに、実行に移していく必要がある。これからの社会は、地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことが求められる。

これまでの議論の中で、地域共生社会の実現において、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進むことの重要性が確認された。
- 今回の議論も踏まえ、制度・分野間の壁や「支える側」「支えられる側」の枠組みを超え、地域に住む人々同士が支え合い、自分らしく自律的な生を生きることができる地域共生社会が全国に生み出され発展していくことを強く祈念するとともに、絶えず変化する経済・社会状況も踏まえつつ、地域共生社会についての議論が、今後とも更に深化していくことを期待する。

社会保障審議会福祉部会委員名簿

令和7年10月29日現在

井口 健一郎	社会福祉法人小田原福祉会理事
石踊 紳一郎	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
伊藤 定勉	全国町村会（豊郷町長）
稲垣 武	全国市長会（刈谷市長）
及川 ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉士会会長
小笠原 靖治	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
川井 太加子	桃山学院大学社会学部教授
◎ 菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
○ 新保 美香	明治学院大学社会学部教授
鈴木 俊文	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科教授
高橋 英治	社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長
高橋 秀親	全国福祉高等学校長会理事長
谷村 誠	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長
鳥田 浩平	社会福祉法人東京都社会福祉協議会副会長・常務理事
永井 幸子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
中村 和彦	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長
沼尾 波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
則武 直美	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会副会長
樋口 幸雄	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
山下 康	公益社団法人日本社会福祉士会会長
山本 一太	全国知事会（群馬県知事）
吉田 俊之	埼玉県立大学地域連携センター教授

（◎は部会長、○は部会長代理）

（全26名、敬称略、五十音順）